

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成23年9月29日

内閣総理大臣殿

雲南市長 速水雄一

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇ 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

たたらの里山再生特区
(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)

1 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

雲南市の区域（全域）

ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

なし

iii) 区域設定の根拠

雲南市は、総面積 553.4 km²のうち森林が 80%を占める過疎地域に指定される中山間地域である。かつて、「たたら製鉄」で栄えてきたこの地域で、再び里山と暮らしを結びなおす取り組みを地域・市民総がかりで総合的にチャレンジするため。

2 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

世界が直面する食料や環境・エネルギーの課題に対応するために、我が国の中山間地域が取り組むべきことは、農地、森林、地域産業、**地域社会を地域総がかり、市民総参加**で再建していくことである。これは国土の保全、水源涵養、景観形成、伝統文化の継承、コミュニティの持続等、我が国の中山間地域が抱える重要課題への挑戦でもある。私たちは、次の取り組みにより里山のもつ豊かな機能を、地域・市民が活用していくことで課題解決に挑戦する。

1. 里山のエネルギー利用の推進
2. 里山の食料供給機能の復活
3. 里山の小規模多機能自治への挑戦

「解説」

私たちの暮らす地域は、良質の玉鋼を「たたら製鉄」によって産出してきた地域である。それを今に伝えるのが、八岐大蛇神話や映画「もののけ姫」の世界でもある。この玉鋼から農具が生み出され、農耕が行われ、暮らしが育まれてきた。この過程は日本の開拓の過程でもある。

砂鉄と木炭を原料とする「たたら製鉄」は、里山の森林資源の活用により成り立っていた。また、農地に「回す水」や畜産も、豊かな里山と暮らしの関係により成り立っていた。

また、産業としての「たたら製鉄」は大正時代に途絶えたが、最近まで、小規模有畜複合農林業により、暮らしを維持し、暮らしは緩やかな地域共同体を形成し、共同作業や相互扶助を機能させ、「身土不二」といった人々の暮らし方が自然と継承されてきた。

しかし、暮らしと里山との関係が崩れたことにより、薪や木炭といった燃料や食の自給自足は後退し、住民同士の支えあいの基礎単位であった里山集落は活力が低下し、国土保全の機能も低下した。さらには、古くから伝えられてきた民俗芸能等の伝統文化の継承も危機にさらされている。また、山林は、水資源確保にむけた外国資本による買収の対象にもなっている。

そこで、私たちは「たたら」の里山が持つ本来の機能を、今一度、地域・市民総がかりで活用することで、国土保全、食料、水、エネルギーの供給といった現代的な課題に対応し、地域内自給力

を高め、経済的にも自立度を高めることとする。

木材利用をはじめとする再生可能エネルギーの推進、里山放牧を中心とした食の生産、集落やコミュニティ等の小規模な自治による地域資源を活かした地域経営を展開することにより、地域と市民、企業が自らの手で活路を開き、中山間地域で生きることの豊かさを実感し、自立していく。これは、全国に向けた中山間地域の課題の解決と我が国の人々の「生き方」の一つの提案でもある。

イ) 評価指標及び数値目標

評価指標 (1) : 新たな雇用者数

数値目標 (1) : 100 人 (H27 年度末)

評価指標 (2) : まちづくり活動に参画する市民の割合

数値目標 (2) : 66.7% (H21 年度末) → 75.0% (H27 年度末)

(参考)

このほか、活動指標として下記 3 項目を設定し、各事業を着実に推進する。

活動指標 (1) : 木材生産量 (年間)

数値目標 (1) : 5,273 m³ (H22 年度) → 10,000 m³ (H27 年度)

活動指標 (2) : 里山放牧面積

数値目標 (2) : 138 ha (H22 年度末) → 200 ha (H27 年度末)

活動指標 (3) : コミュニティビジネス売上高 (42 団体平均/年間)

数値目標 (3) : 1,100 千円 (H22 年度末) → 2,000 千円 (H27 年度末)

※総額に換算すると「46,200 千円 → 84,000 千円」となる

ウ) 数値目標設定の考え方

地域の経済状況など、現状を踏まえた上で、地域協議会参画事業者毎の目標値、市の行政評価システムにおける目標値などを勘案し設定したもの。

評価指標 (1) (2) の目標達成に寄与する事業としては、里山のエネルギー利用の推進 (森林バイオマス等再生可能エネルギー事業の推進)、里山の食料供給機能の復活 (里山放牧の推進、スパイスプロジェクトの推進)、里山の小規模多機能自治への挑戦 (コミュニティビジネスの推進、サポート体制の充実) を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下のとおり。

評価目標 (1)

- ・ 里山のエネルギー利用の推進 : 70%
- ・ 里山の食料供給機能の復活 : 15%
- ・ 里山の小規模多機能自治への挑戦 : 15%

評価目標 (2)

- ・ 里山のエネルギー利用の推進 : 80%
- ・ 里山の食料供給機能の復活 : 5%
- ・ 里山の小規模多機能自治への挑戦 : 15%

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

我が国の中山間地域の里山や農地は、このままでは壊滅的な状況となる。雲南市では、次の要因と課題がある。

○ 里山のエネルギー供給機能の消失

里山は、薪や木炭などの再生可能エネルギーの供給源であり、「たたら製鉄」や紙の原料を供給する地域の経済的基盤であった。

しかし、「たたら製鉄」の終焉、エネルギー革命による化石燃料への移行、木材価格の低迷による林業の衰退等、里山の経済的価値が消失し、中山間地域といえども化石燃料や木材を外国からの輸入に頼る暮らしとなっている。

かつてのように里山の持つ再生可能エネルギーの供給機能を引き出し、里山の経済的価値の再生を牽引する組織づくりや市民参加の仕組みづくりが課題である。

◇対象とする政策分野： c) 再生可能エネルギー

○ 里山の食料供給機能の低下

里山は、山菜やキノコなどの直接的な食料の供給地であると同時に、民家に貴重な生活用水や農業用水を提供してきた。また、山間の狭小地にも水田が成り立ってきたのは、里山の栄養を肥料として供給し続けたからである。このように里山は、直接的にも間接的にも、食料供給や暮らしを支えるかけがえのない存在であった。

近年、水道や農業用水は整備され、化学肥料の普及などで暮らしや水田経営の利便性、効率性は飛躍的に高まった。その反面、里山に対する人々の関心は薄れ、里山に入る人も少なくなり、鳥獣被害がはじまり、耕作放棄地が拡大するなど、直接的、間接的に食料の供給地としての機能を減少させている。世界的には食料危機への対応、国内的には食料自給率の向上が必要であり、里山や農地の機能を復活し、未利用の里山機能を有効活用していくことが課題である。

◇対象とする政策分野： d) 農水産業・食品産業

○ 里山集落の衰退

里山の恵みを活かした食料生産や経済活動を生業とした暮らしは消失し、里山は荒廃するとともに土砂災害が頻繁に起こるなど国土保全機能が低下した。さらに、地域の人口は流出するとともに、集落の高齢化がすすんでいる。入会地や水路、道路の共同管理を含め、里山や農地の管理を維持してきた集落の共同作業や相互扶助といった住民同士の支えあいの機能も低下し、里山や農地の管理が十分にできないため、農村景観は悪化し続けている。また、古くから伝承してきた農村文化を継承する担い手が断絶しつつある。

日本のふるさとともいえる中山間地域での暮らしを継承し、里山や農地がもつ本来の機能を維持するために、それを支える人々の暮らしの自立にむけた総合的な取組みが課題である。

◇対象とする政策分野： s) 中山間地域活性化

政策課題間の関係性

中山間地域の人々の暮らしは、里山との関係で成立していたが、里山の経済的価値の消失が、里山と暮らしの関係の希薄化をもたらし、集落の衰退を招き、さらに里山の荒廃がすすむといった負の連鎖が起こっている。それぞれの課題に対し個別的な対応ではなく、地域・市民総がかりで総合的にすすめていく必要がある。特に森林法、農地法、「新たな法人制度」等の課題を総合特区により乗り越え、包括的な取組みをすすめる。

イ) 解決策

私たちは「たたら」の里山が持つ本来の機能を、今一度、地域・市民総がかりで活用することで、国土保全、食料、水、エネルギーの供給といった現代的な課題に対応し、地域内自給力を高める。

○ 里山のエネルギー利用の推進

雲南市は公共施設におけるチップボイラー設備等の整備をすすめる。企業はエネルギー供給会社を設立し、公共施設へ熱エネルギーを供給するとともに、再生可能エネルギーの導入、拡大促進に取組む。同時に、森林組合や製材会社による原料提供とともに、市民は自主的に林地残材の運搬等のエネルギー生産活動に参加する。今年度の実証実験を踏まえて、これをシステム化する。さらに、地域通貨との連動による地域内での経済循環の創出を図る。また、雲南市は、森林バイオマス利用を契機に、太陽光のエネルギー利用や小水力発電の維持など再生可能エネルギーの利活用に、総合的に取り組む。

このように、里山の新たな経済的価値を地域・市民総がかりによるエネルギーの地産地消活動から生み出していくため、保安林の活用やエネルギー供給会社の安定的な運営支援、熱供給施設整備などへの対応が求められる。

[国に求める主な措置]

【規制等】

- ・ 森林法（保安林活用の手続き簡素化・指定施業要件の緩和）
- ・ 農林漁業バイオ燃料法（バイオ燃料の定義の拡大）
- ・ 工場立地法（緑地規制の撤廃）
- ・ 大気汚染防止法（ばい煙量等の測定基準の緩和）

【財政支援】

- ・ バイオマス地域利活用交付金（チップボイラー施設整備）
- ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（施設整備、土地取得、薪ボイラー整備費用）

○ 里山の食料供給機能の復活

世界的な食料需給を鑑みれば、農地はしっかり生産力を維持した形で残していくべきであり、畜産には未利用の里山を活用していくことを今から準備しておく必要がある。そこで、雲南市及び森林組合等の支援により、市内企業による里山放牧による畜産を推進する。合わせて周辺農家による飼料用水稻栽培やWC S用稲の栽培と組合せ、すべての飼料を市内で賄える体制づくりなど環境負荷のない循環型の畜産を推進する。

さらに、耕作放棄地や里山周辺農地を中心に、日本最大級の生産量を誇る「オロチの爪」(唐辛子)を柱に、山椒やにんにくといった鳥獣被害の少ないスパイス等の栽培に取組み、農商工連携による戦略的な6次産業化を市民へ奨励し、「スパイスのまち雲南」を推進する。これにより、一層食の地産地消を強化する。

そのために、保安林の活用や農地の有効利用、耕作放棄地対策等への対応が求められる。

[国に求める主な措置]

【規制等】

- ・ 森林法（保安林活用の手続き簡素化・指定施業要件の緩和）
- ・ 農地法（農地取得に係る下限面積の緩和）
- ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
（非狩猟免許所有者による有害鳥獣捕獲の特例）
（狩猟免許の有効期限延長）

【財政支援】

- ・ 6次産業総合推進事業（地産地消・農商工連携に必要な交流施設整備、機械開発）
- ・ 戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業（飼料米生産のための機械購入）
- ・ (新規) 狩猟免許更新維持、新規取得者への支援

○ 里山の小規模多機能自治への挑戦

雲南市では、市民が主体的に地域づくりに取り組むための推進組織である「地域自主組織」が全市的に組織され、地域づくり活動を展開している。この組織が、里山を活用したバイオマスエネルギー供給への参画、里山放牧による畜産への営農組織を通じた支援、太陽光、小水力などのエネルギー利用の取り組みに挑戦しながら、地域に必要なサービスを提供するコミュニティビジネスの推進に取り組む。

また、人材面の強化を図るため、積極的なU I ターンの推進にむけ、空き家の提供、小規模農地の斡旋に取り組む。加えて、「地域おこし協力隊・集落支援員」制度（総務省）の活用や、大学との連携による地域の課題解決にも取り組む。雲南市は関係団体と連携し、これらの推進のためのサポート体制を構築する。

こうした取り組みにより里山（保安林）や農地を守るための多様な担い手の育成をすすめることが課題である。

[国に求める主な措置]

【規制等】

- ・「スーパーコミュニティ法人」制度の創設（農事組合法人やNPO法人のメリットを一元化）
- ・農地法（農地取得に係る下限面積の緩和）
- ・旅行業法（第三種旅行業の業務の範囲拡大）

【財政支援】

- ・（新規）地域経営の基盤強化・雇用創出事業
（地域コミュニティの自主事業と市民活動団体やNPO法人などの社会的起業の立ち上げ支援）
- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（廃校等資源活用によるコミュニティ拠点の整備）

iii) 取組みの実現を支える地域資源等の概要

①地域の歴史や文化

雲南市は、スサノオノミコトがこの地に降り立ち、大蛇を退治したとされる八岐大蛇伝説（出雲神話）の舞台である。また、全国最多の銅鐸が出土し国宝に指定された加茂岩倉遺跡や卑弥呼の鏡と呼ばれる景初3年銘の三角縁神獣鏡が出土した神原神社古墳など多くの遺跡が発掘されている。これらの歴史遺産が雲南市を舞台につくられたのは、斐伊川を抱える当地域で鉄の歴史文化が花開いたことと大きく関わっているともいわれている。雲南市を含む出雲地域は、かつて国内の大半の和鉄を産出し、たたら製鉄で栄えた地域である。特に、日本に唯一残る山内（たたら操業の施設とたたら製鉄に従事する人々の住居が一体となった集落）は、国の重要有形民俗文化財に指定される。この菅谷たたら山内は、中国山脈の森林資源を常に再生しながら、永代たたら操業に耐えうる自然を活かした製鉄法を確立してきた先人たちの知恵の結集といえる。

雲南市は、たたら製鉄を成立させた里山を有する美しい農山村の風景や神楽（市内に17社中）・はやしこなど、暮らしに根差した農村文化も豊富であり、日本のふるさとの原点ともいべき歴史・文化が息づいている。

②地理的条件

総面積 553.4 km²の 80%を森林が占める過疎地域であり、島根県の東部に位置し、南部は広島県に接している。また、中国山地を源とする県東部最大の河川である斐伊川やその支流である河川沿いに集落が形成されている。標高 27mから 1,062mまで高低差があるが、人々が入りやすい里山がっらなっている。

③社会資本の現状

国道 54 号が松江圏と広島圏を結ぶ交流軸として重要な役割を果たしている。さらに、平成 26 年度に全線供用開始予定の中国横断自動車道尾道松江線は、山陰～山陽～四国の連携を強化し、沿線地域の社会経済・生活文化の発展に大きく寄与するものとして期待されている。

また、JR 木次線は宍道駅で JR 山陰本線に接続しており、沿線 2 市 3 町で運行支援するトロッコ列車は、貴重な観光資源である。

④地域独自の技術の存在

(1) たたら製鉄

鉄は、21世紀においてもなお先端技術の宝庫といわれる。この地域は、生産、加工、流通、に至る多くの技術集団によって、日本の鉄産業の指導的役割を果たしてきた。こうした先人が遺した鉄文化の歴史を、未来に対する知恵の源として残すため、たたら文化を継承する人材を育てるため、財団法人鉄の歴史村地域振興事業団が設立され活動している。

(2) ザ・モリト

ザ・モリトとは、森林組合作業員の愛称で、森を守る人という意味で、森と人を合わせた造語である。飯石森林組合では、作業員の高齢化に対応するため、より若い人材を呼び込むことを目的に、平成10年度よりザ・モリトとしてUIターン者を積極的に募集しており、現在、約60人が活躍中である。

(3) ブラウンスイス牛による山地酪農

市内の酪農家において、急峻な日本の地勢や湿潤な気候にふさわしい酪農を実現するため、乳量は少ないが乳質に優れ、足腰が強いブラウンスイス牛による里山放牧に日本で初めて取り込まれ、現在は雲南の風土に適合した乳牛となった。また、日本発のパスチャライズ牛乳を開発した木次乳業有限会社が存在する。

⑤地域の産業を支える企業の集積等

(1) 林業

大原森林組合、飯石森林組合、株式会社田部、山陰丸和林業株式会社 加茂事業所などが林業活動に従事している。上記に、株式会社中澤建設、森下建設株式会社、株式会社エブリプランを加えた森林バイオマスエネルギー供給事業連携体が本年6月に発足した。

(2) 農業

有限会社木次乳業、株式会社吉田ふるさと村、雲南農業協同組合などが、農業活動をすすめる中心的企業である。

(3) その他

島根三洋電機株式会社（電子機器の開発・製造、HIT太陽電池セルの生産）、ホシザキ電機株式会社島根工場（厨房機器の製造・販売）などが、地域の雇用を支える代表的な企業である。

⑥人材、NPO等の地域の担い手の存在等

(1) 地域自主組織

市民が主体的な地域づくりに取り組む母体であり、市内全域の概ね旧小学校区単位に計42団体が組織される住民自治組織。

一部の組織は、農家レストランや預かり保育など、地域独自の課題解決にも取り組むなど小規模で多機能な自治組織である。なお、すべての組織が、交流センター（従来の公民館）を拠点とした活動を展開。

また、こうした活動を、地域づくり担当職員（旧町村単位配置）、教育コーディネーター（学校配置）などの18人の市職員が地域の窓口となりサポートしている。

(2) 集落営農組織

地域の営農を担う組織であり、市内に 82 団体が存在する。生産調整により多くの団体が水稲からの転作に取り組んでいる。

(3) NPO法人インフォメーションセンター（雲南TRC）

ホースセラピーや教育牧場活動を展開するNPO法人。里山放牧と教育ファーム活動との連携や馬による木材搬出などを計画中である。

(4) NPO法人くらしアトリエ

「住んでいる土地で、楽しくていねいに暮らす」を理念に活動するNPO法人。女性を中心に「暮らしの学校」という手仕事、料理など大人向けの学びの場の提供を実施中。

(5) 雲南市ふるさと定住推進協議

雲南市の定住推進事業（UIターン対策等）や都市間交流事業（田舎体験含）を担う協議会。

⑦地域内外の人材・企業等のネットワーク

(1) 雲南市農商工連携協議会

“みんなでつくる！うんなんのほんもの”を合言葉に、地域資源を活用した商品開発に取り組む65団体が参画する団体。スパイスプロジェクトなどを通じ企業同士のマッチングや、数多くの製品が商品化されている。また、新たなプロジェクト（山の幸プロジェクトなど）も展開中。

(2) 島根大学

包括的連携に関する協定を結び、様々な政策分野で大学と地域との連携・協働を実践中。スパイスプロジェクトでは、「オロチの爪」（唐辛子）などのオリジナル商品づくりで連携中。

(3) 早稲田大学理工学部（古谷誠章研究室）

全国都市再生モデル調査事業（内閣官房）による「公共施設の有効活用にかかわる可能性調査」（H19）をきっかけに、遊休施設リニューアルや中高生のまちづくりデザインに関するワークショップを市内で実施するなど、地域との連携・協働を実践中。なお、数多くの卒業生がお正月やお盆に来市するとともに、雲南応援団として、都市圏における市のPR等でも連携中。

また、こうした雲南市における学生と中高生による地域活動が評価され第1回JTAゴールデンキューブ賞特別賞を早稲田大学が受賞（UIA2011 東京大会 H23.9）。この賞は、社団法人日本建築家協会などが主催するもので、子どもを対象とした建築や都市環境の教育活動を評価し支援するために昨年設立されている。

(4) 山陰合同銀行

雲南農業協同組合を加えた3者により、地場産業振興と企業誘致に関する包括的業務協力協定を結び、販路拡大、ビジネスマッチングなどの面で、連携中。

(5) NPO法人農家のこせがれネットワーク

日本の農業を、「かっこよく、感動があって、稼げる」3K産業にと、農業分野に新たな風を吹き込むNPO法人。都市間交流事業における新たな販路開拓やコミュニティとの連携、市内における起業家支援で連携中。

(6) 青木千栄子（地域力創造アドバイザー（総務省））

市の優先プロジェクトである「雲南ブランド化プロジェクト」全般にわたり助言・監修をいただいている。

⑧その他の地域の蓄積

(1) 太陽光発電

市内に立地する島根三洋電機株式会社の独自製品である量産型の住宅用太陽光発電システムで最高水準の変換効率を持つ「H I T太陽電池」を活用した太陽光発電システムを市内の全小中学校（28校）に導入。さらに、図書館への太陽光発電設備及びLED電球の導入をはじめ、自然エネルギーによる環境負荷低減への環境教育も展開している。

なお、雲南市では、学校における太陽光発電による二酸化炭素国内クレジット制度の共同事業（買取り）者を募集中。発電合計出力は708kwで、年間約131tの排出削減量を見込んでいる。

また、企業がオフセット・クレジット（J-V E R）の認証取得を目指すなど、環境・エネルギー問題に対する総合的な取り組みを推進。

(2) 食の幸や自然の幸を伝える市民活動

地域の豊かさや大切さを次世代に伝える食育を推進するため、雲南市食育推進計画「食は生命（いのち）が策定され、子ども自身がお弁当をつくる取り組み「弁当の日」を全小中学校で実施している。その他、食育啓発用冊子として「ふるさと。ごはん」を製作、ケーブルテレビでは「うんなん食紀行」の放映などを実施している。

また、地域の自然の素晴らしさを伝えるため、ふるさと雲南「自然の幸」協議会が立ち上がり、里山景観の保全に対する啓発用冊子を製作、各地域でワークショップなども実施している。さらに、ケーブルテレビでは「里山山歩」をシリーズ化し里山の素晴らしさをPRしている。

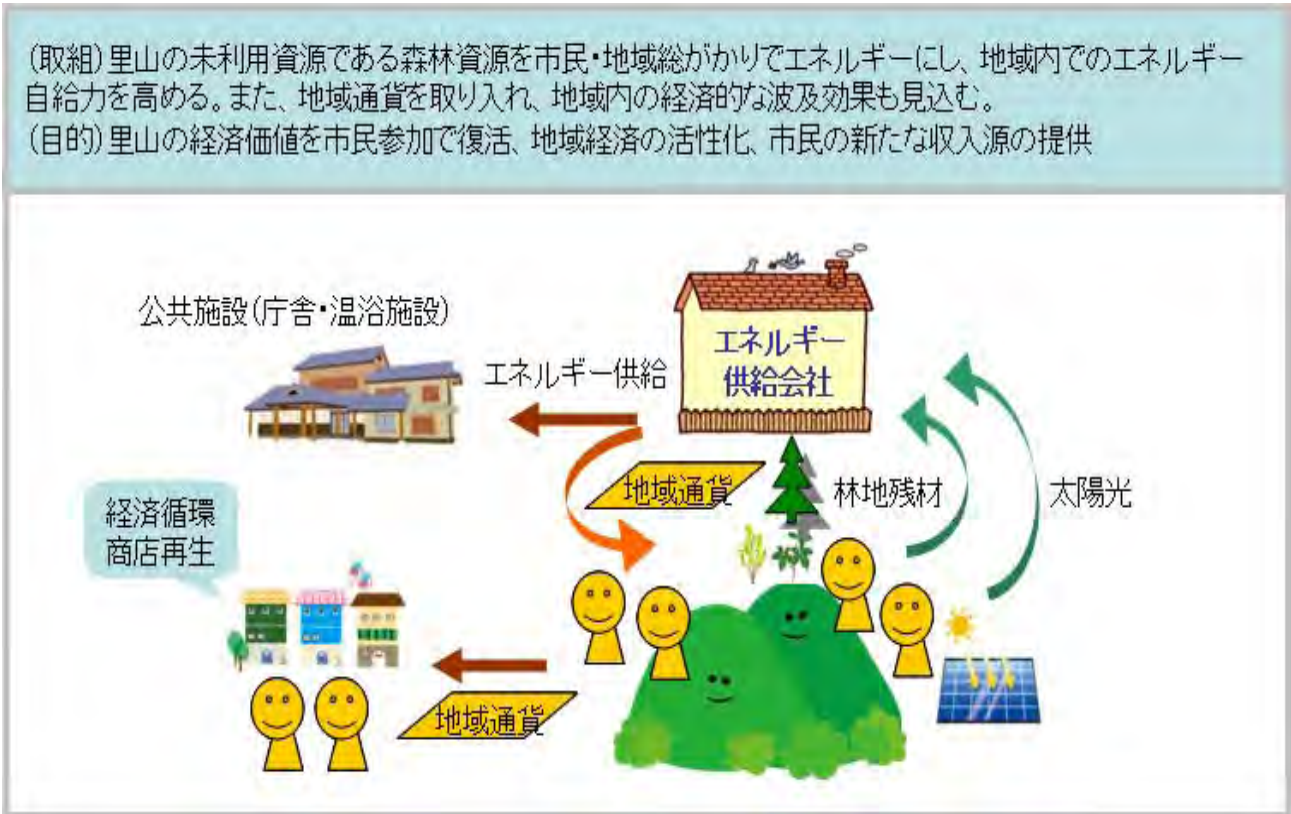
3 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

○ 里山のエネルギー利用の推進

ア) 事業内容

- ・ 森林バイオマス等再生可能エネルギー事業の推進



イ) 想定している事業実施主体

森林バイオマスエネルギー供給事業連携体（大原森林組合、飯石森林組合、株式会社田部、株式会社中澤建設、森下建設株式会社、山陰丸和林業株式会社 加茂事業所、株式会社エブリプラン）、島根三洋電機株式会社、雲南市商工会、山陰合同銀行、雲南市

ウ) 当該事業の先駆性

自治体が施設やチップボイラーを購入し運転するシステムでなく、企業による合同会社が市有の熱需要施設（温浴施設、道の駅など）に市が整備したチップボイラー設備の貸与を受け、熱需要量に合わせた林地残材の供給からチップ加工、ボイラー運転までの一連の工程を担うシステムを構築することに先駆性がある。また、ビニールハウス、民家などでも使用可能な小規模施設に適した薪ボイラーの開発・普及、太陽光システムの普及も事業として行う。さらに、従来型のボイラーでは利用できない竹資源も燃焼可能なボイラー開発に取り組む企業が存在するなど、竹林拡大対策もあわせて実施する。

加えて、市民の自主的な林地残材の運搬等を組織化し、伐採、路網開発、搬出作業工程において新たな施業モデルを構築することで収集コストの引下げを図り、持続可能なバイオマスエネルギー利用のビジネスモデルを構築することに先駆性がある。

なお、収集された林地残材は、3,000円/t程度の地域通貨の上乗せにより合同会社が買取るこ

とで、これまで化石燃料の購入費用に充てられていた資金を地域内で循環する仕組みを構築する。

エ) 関係者の合意の状況

関係団体が集まり策定した雲南市地域新エネルギー・省エネルギービジョン（H23.2 策定）に基づく取り組みである。さらに、森林バイオマスエネルギー供給事業運営委員会も発足（H23.6）している。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

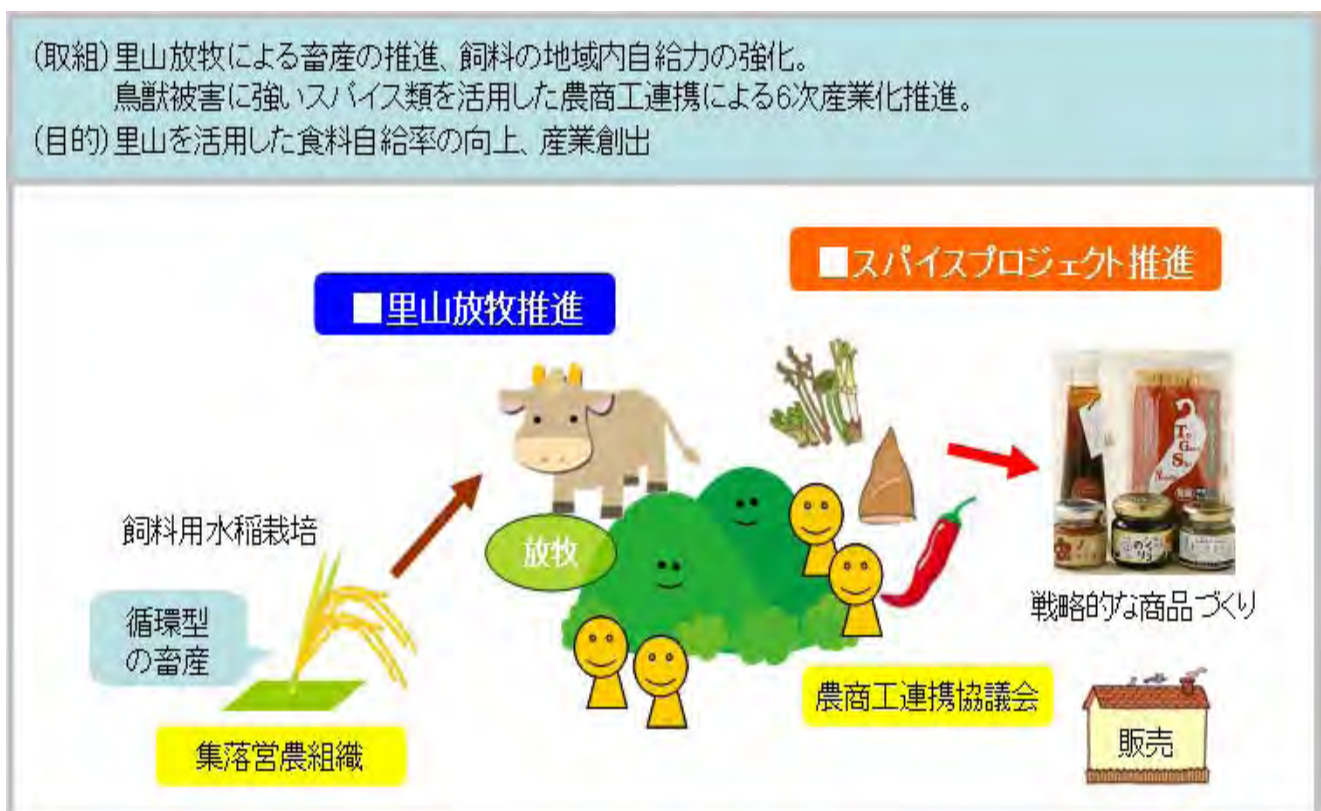
森林バイオマスのエネルギー利用では、建設企業の連携によるフロンティア事業（国土交通省）により、森林バイオマスエネルギー熱供給事業の本格実施に向けた実証事業を実施中。また、市単独事業により、新エネルギー導入に係る市民参加型システム構築の実証事業を実施中である。さらに、斐伊川流域圏での低炭素型国土形成事業（国土交通省）では、低炭素社会に向けた広域な取組みに参画中である。

太陽光のエネルギー利用では、市内の全小中学校（28校）、図書館などの公共施設（3施設）に太陽光発電システムを導入したほか、住宅用太陽光発電機器の導入者に対する独自助成を実施し推進を図っている。

○ 里山の食料供給機能の復活

ア) 事業内容

- ・ 里山放牧の推進
- ・ スパイプロジェクトの推進



イ) 想定している事業実施主体

木次乳業有限会社、市内酪農家、株式会社吉田ふるさと村、雲南農業協同組合、雲南市商工会、雲南市農商工連携協議会、NPO法人インフォメーションセンター、山陰合同銀行、雲南市

ウ) 当該事業の先駆性

(里山放牧の推進)

乳牛としてブラウンスイス牛を導入し、里山放牧を実施したのは、本地域が日本で初めてであり先駆性がある。里山放牧では1頭あたり1ヘクタール程度が理想的な環境とされており、このことによって、現在未利用の里山が広範囲に活用できる。また、輸入飼料に頼らないので真に食料自給率に貢献できる。また、牛が下草を食み、山の保全が図られることでの水源涵養機能の向上、加えて、農地へのイノシシ等の有害鳥獣の出没抑制といった多面的効果を有するものである。

(スパイスプロジェクトの推進)

農林業者と商工業者とを結ぶネットワーク「農商工連携協議会」が県内ではじめて設立され、地場産品開発を目指した複数のプロジェクト（鳥獣被害対策にも繋がるスパイスプロジェクトなど）に先駆的に取り組んでいる。商品ロゴの開発などで地元中高生と連携するなど、食育に繋がる取り組みとしても展開されている。また、里山が提供する山の幸を活用するプロジェクトとして、山の幸プロジェクトも発足しており、山菜や竹の子、笹の葉を活用した商品づくりにも取り組んでいる。

エ) 関係者の合意の状況

里山放牧は、規模拡大に向けて酪農家を募集中である。また、県有林等の活用も視野に入れ、生産者や地元住民、関係行政機関との協議を実施している。

スパイスプロジェクトは、雲南市農商工連携協議会(H21.2 設立)により活動を展開中である。さらに、新たな農林水産業・農山漁村活性化計画(島根県農林水産部 H20 策定)の「園芸の振興、こだわりの産地づくりプロジェクト」に位置づけられおり、県の協力を得て推進中である。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

里山放牧の現状は、138 ㍊で 306 頭(和牛舎)である。パイオニアである木次乳業有限会社は、畜産大賞優秀賞(H18)、朝日新聞の第一回「明日への環境賞」(H12)を受賞している。

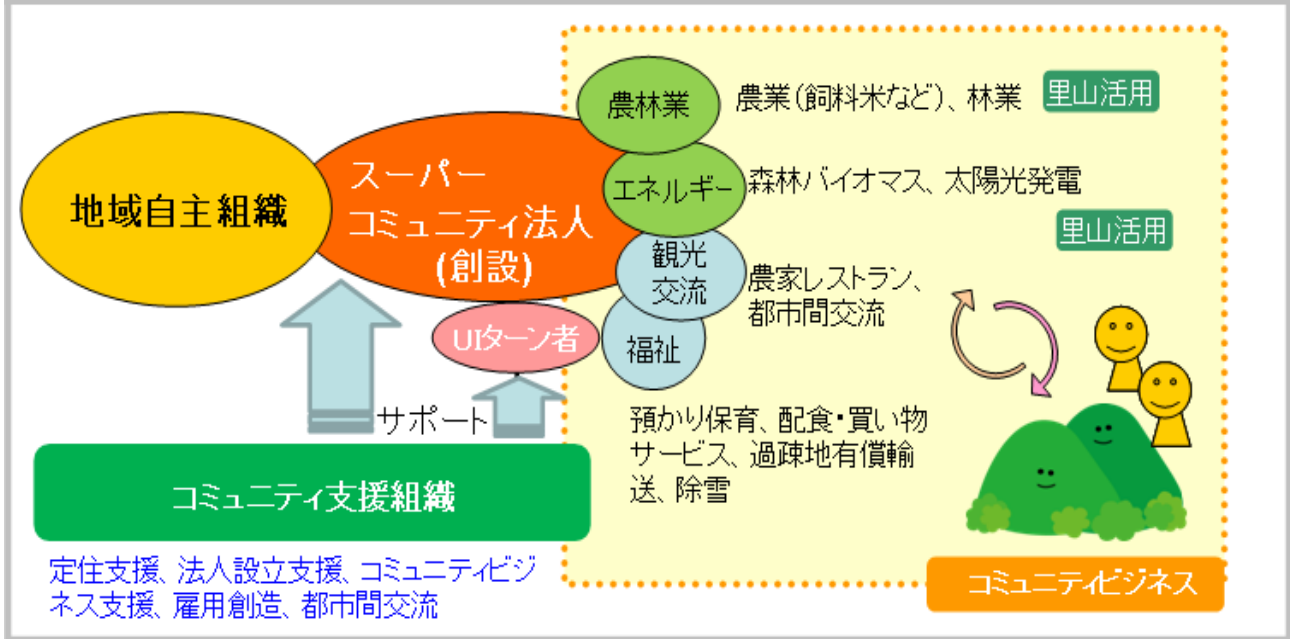
スパイスプロジェクトの推進では、島根県とイオン株式会社との包括業務提携協定の一環で、雲南市のスパイス産品の販路拡大を目指し、イオンリテール株式会社を含めた、雲南市商工会、雲南農業協同組合、スパイスプロジェクトによる「スパイスのまち雲南」研究会も発足(H22.2)している。

○ 小規模多機能自治への挑戦

ア) 事業内容

- ・コミュニティビジネスの推進
- ・サポート体制の充実

(取組) 中山間地域のコミュニティが里山とともに持続するために、新たな法人制度創設やサポート体制を充実させ、コミュニティビジネスを推進する。
 (目的) 雇用の創出・地域で必要なサービスを自力で提供・中山間地域の自立



イ) 想定している事業実施主体

地域自主組織、農事組合法人（集落営農組織）、株式会社吉田ふるさと村、財団法人鉄の歴史村地域振興事業団、株式会社キラキラ雲南、雲南市観光協会、島根県中山間地域研究センター、雲南市ふるさと定住推進協議会、雲南市、雲南市教育委員会

ウ) 当該事業の先駆性

集落を再構築して行う地域活性化の手法として「地域自主組織」は高く評価されている。また、集落機能の維持には、一定の経済活動をとまなう取組みが必要であり、農業生産法人をはじめとする様々な法人組織が市内にも設立されている。しかし、その目的に応じた複数の法人を同一集落内に設立することは、制度に基づく手続きが負担となるなど、マンパワーが不足する過疎地域にはマッチしない。

そこで、行政サービスをはじめ多様な地域ニーズに基づくサービスを一元的に担う「スーパーコミュニティ法人」の創設により、新たな住民自治モデルへ挑戦するものであり先駆的である。

また、それぞれのコミュニティの維持強化には、それらを支援する専門のサポート体制、ネットワークが必要であり、雲南市では、今後さらに体制を強化することとしている。

エ) 関係者の合意の状況

市としてもコミュニティビジネスを奨励しており、既に農家レストランや預かり保育、商店再生に取り組んでいる団体もあり、関係者の合意は十分であるといえる。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

どぶろく特区（H19.11 認定）による濁酒製造事業に取り組む特定農業者と連携するコミュニティ組織（地区人口；1500人）が、田舎料理レストランを運営。昨年度は、地区人口の約2倍となる2,900人もの入込客があり、雲南市の食の拠点のひとつになるとともに、コミュニティビジネ

スに取り組む団体のモデルとなっている。

また、地域の雇用を守るために村民出資により設立されたコミュニティカンパニーであり、ソーシャルビジネス 55 選（経済産業省）に選定され、地域づくり総務大臣表彰（総務省）を受賞した、全国的にも有名な第三セクター株式会社吉田ふるさと村（専用調味料ブームの先駆けとして玉子かけごはん専用醤油「おたまはん」をヒットさせたことで有名）が存在する。さらに、日本農林漁業振興会会長賞を受賞した農事組合法人槻之屋ヒーリングが存在する。これらは、新たなコミュニティ法人の目標となる団体である。

（コミュニティビジネス支援）

コミュニティビジネスに対しては、市独自の地域振興補助金制度などによる支援を行っている。商工会では、「商工会による中山間地域コミュニティビジネス指導事業」等により支援を行っている。また、島根県では、「しまねの元気な郷づくり事業」等による支援を展開、本年、地元営農組織と契約した米粉を活用したパン屋が市内に开店することとなった。

（U I ターンの推進）

雲南市では、定住推進員を 3 名配置し、定住希望者支援や地域とのパイプ役を担っている。さらに、今年度は空き家調査を実施、空き家のデータベースを構築中である。また、雲南市内で行われる「農」「食」「伝統文化」などの体験型イベント情報を紹介するポータルサイトを構築し、生産者と消費者との交流を推進している。

（集落支援）

島根県中山間地域研究センターは、地域の調査研究並びに農業、畜産及び林業の試験研究を総合的に実施するとともに、研究成果を活かした研修機会の提供、技術指導、情報提供等を行う組織で、中山間に関する様々な事象のシンクタンクとなっている。特に集落支援員の人材育成などを実施している。

（観光交流の推進）

株式会社吉田ふるさと村が第三種旅行業を取得し、農村文化を活用した着地型旅行を商品化している。特に菅谷たたらを中心に栄えた鉄文化を伝える「鉄のものづくり大学」に注力している。今後は、鉄文化だけでなく集落に伝わる様々なものづくりの技術を伝える観光プログラムを地域と連携し展開することで、コミュニティビジネスとの相乗効果が期待されている。

（起業人材育成）

NPO法人農家のこせがれネットワークとの連携により、今年度から「幸雲南塾～地域プロデューサー育成講座～」を開催し、若い世代に対する人材育成を実施している。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の措置

○ 里山のエネルギー利用の推進

- ・森林バイオマスエネルギー熱供給事業、市民参加型小規模林産収集システム運営事業
（H23 年度より措置/H23 年度予算額 15 百万）
- ・森林整備事業（H16 年度より措置/H23 年度予算額 260 百万円）
- ・雲南市産木材利用促進助成事業（H23 年度より措置/H23 年度予算額 5 百万円）

- ・住宅太陽光発電機器導入補助事業（H16年度より措置/H23年度予算額6百万円）
- 里山の食料供給機能の復活
 - ・畜産支援（H16年度より措置/H23年度予算額5百万円）
 - ・尾原ダム残土処理場牧場整備事業（H23年度予算額100百万円）
 - ・農商工連携事業（H17年度より措置/H23年度予算額7百万円）
 - ・農産物鳥獣被害対策補助事業（H22年度より措置/H23年度予算額2.5百万円）
- 里山の小規模多機能自治への挑戦
 - ・菅谷たたら保存修繕事業（H23年度より措置/平成24年度より5年間で500百万円）
 - ・地域振興補助金（H17年度より措置/H23年度予算額45百万円）
 - ・地域交流センター運営支援事業（H22年度より措置/H23年度予算額100百万円）
 - ・空き家改修補助事業（H21年度より措置/H23年度予算額5百万円）
 - ・しまねの元気な郷づくり事業（H22年度1百万円/H23年度予算額7百万円）

b) 地方公共団体の権限の範囲内で規制の特例措置や地域の独自ルールの設定

- ・雲南市農業労働災害共済事業

c) 地方公共団体における体制の強化

- ・雲南市産業振興センター設立（H17.11 設置/人員5名）
- ・雲南ブランド化プロジェクト始動（H19.7）
- ・雲南ブランド推進グループ設置（H23.4 設置/人員3名）

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

- 評価指標（1）：毎年度末に評価実施予定
地域協議会参画事業者毎の実績値の集計による。
- 評価指標（2）：毎年度末に評価実施予定
雲南市が実施する市民生活の現状に関するアンケート調査による。
- 活動指標（1）：毎年度末に評価実施予定
雲南市が実施する現況調査による。
- 活動指標（2）：毎年度末に評価実施予定
雲南市が実施する現況調査による。
- 活動目標（3）：毎年度末に評価実施予定
雲南市が実施する地域自主組織のコミュニティビジネスに関する調査による。

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

毎年度末又は翌年度の早い時期に、地域協議会総会を開催し自己評価を実施する。その結果については、改革・改善に反映させる。

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

アンケート調査や市ホームページ・市報うんなんでの情報公開を通じた住民意見の集約を図るとともに、市が取り組む行政評価システムによって反映する。

(地域協議会ウェブサイトURL)

http://www.city.unnan.shimane.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AC020000&WIT_oid=i-cityv2::Contents::4125

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

解決策／事業名 事業年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
全体	<ul style="list-style-type: none"> ●地域協議会設立（以降四半期毎に開催） ●指定申請 ●シンポジウム開催 				
○ 里山のエネルギー活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 農業利用検証 市民参加型実証 ●熱供給会社設立 市民参加型start 地域通貨start チップボイラー施設整備 住宅用太陽光発電普及 生産拡張start 太陽光・小水力ファンド検証 				
○ 里山の食料供給機能の復活	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地・有害鳥獣対策検証 ●関係者協議 生産拡張（順次拡大） 飼料用水稲栽培普及 オロチの爪(唐辛子)等による農業生産拡大 				
○ 里山の小規模多機能自治への挑戦	<ul style="list-style-type: none"> 関係者協議/検証 制度運用start（「スーパーコミュニティ法人」制度） 実態調査 ポスト地域振興補助金制度start 観光プログラム開発（以降順次拡大） コミュニティ支援組織設立 				
里山放牧の推進					
スパイスプロジェクトの推進					
コミュニティビジネスの推進					
サポート体制の充実					

イ) 地域協議会の活動状況

- ・ H19.8 解決策③ 小規模多機能自治への挑戦 に取り組むWGの母体となる雲南市ふるさと定住推進協議会を設立

当初構成員	J A 雲南、雲南市商工会、海潮地区振興会、槻之屋振興会、NPO法人まちづくりコラボレーション島根、雲南広域連合、雲南市縁結びの会、雲南市社会福祉協議会、雲南市
設立目的	雲南市の定住施策について総合的、計画的な事業の推進を図ること。
事務局	雲南市

- ・ H19.9 地域協議会の母体となる雲南ブランド化プロジェクトコンソーシアムを設立

当初構成員	J A 雲南、雲南市商工会、J A 雲南、(株)キラキラ雲南、雲南市観光協会、雲南市ふるさと定住推進協議会、雲南市、
設立目的	雲南ブランドの確立とその活用により「新しい日本のふるさと」を創り上げること。

事務局	雲南市
-----	-----

- ・ H21.2 解決策② 里山の食料供給機能の復活 に取り組むWGの母体となる
雲南市農商工連携協議会を設立

当初構成員	大原森林組合、飯石森林組合、(株)田部、木次乳業(有)、(株)吉田ふるさと村、JA雲南、雲南市商工会、など72団体
設立目的	“みんなでつくる！うんなんのほんもの”を合言葉に、農商工業者の連携を促進し、商品開発・販路開拓などを行うことにより、ブランド化及び産業振興を図ること。
事務局	雲南市産業振興センター、雲南市商工会

- ・ H21.5 雲南市農商工連携協議会内にスパイスプロジェクトを設立

当初構成員	木次乳業(有)、(株)吉田ふるさと村、JA雲南、山陰合同銀行、など14団体
設立目的	“みんなでつくる！うんなんのほんもの”を実現するため、雲南市の香辛料等を農商工業者が連携して活用することにより、商品開発及び販路開拓を図ること。
事務局	雲南市産業振興センター、雲南市商工会

H23年度の検討状況

- ・ H23.4 解決策③ WG（第1回会議）
- ・ H23.5 雲南ブランド化プロジェクトコンソーシアム（第1回会議）
雲南ブランド化プロジェクトコンソーシアム（第2回会議）
- ・ H23.6 解決策① 里山のエネルギー活用の推進 に取り組むWGの母体となる
雲南市森林バイオマスエネルギー供給事業運営委員会を設立 第1回会議

当初構成員	大原森林組合、飯石森林組合、(株)田部、山陰丸和林業(株)、(株)中澤建設、森下建設(株)、(株)エブリプラン、市民代表2名、雲南市
設立目的	市民参加型の林地残材収集システムの構築に向けた実証事業の実施と森林バイオマスエネルギー供給事業の実現を図るため。
事務局	(株)中澤建設、森下建設(株)、(株)エブリプラン、雲南市

- 雲南ブランド化プロジェクトコンソーシアム（第3回会議）
- 雲南ブランド化プロジェクトコンソーシアム（第4回会議）
- ・ H23.7 解決策① WG（第2回会議）
雲南ブランド化プロジェクトコンソーシアム（第5回会議）
- ・ H23.8 解決策① WG（第3回会議）
- ・ H23.9 たたらの里山再生プロジェクト推進地域協議会を設立 第1回会議
※コンソーシアムと解決策①～③それぞれのWG主要メンバー等により設立。
※総合特区法に基づく地域協議会として位置付け。
解決策① WG会議（第4回会議）
たたらの里山再生プロジェクト推進地域協議会 第2回会議
※新たに島根三洋電機株式会社の参画。

指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年9月29日

内閣総理大臣殿

雲南市長 速水雄一

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

雲南市

2 提案内容

別表のとおり

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：雲南市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
	保安林活用の手続き簡素化及び指定施業要件の緩和	<p>【概要】 保安林で立木の伐採、作業道開設など土地の形質の変更を行う場合、都道府県知事の許可（人工林の択伐及び間伐は届出）が必要である。さらに、立木の伐採規制と植栽義務など指定施業要件が定められており、それを順守しなければならない。</p> <p>【問題点】 保安林の伐採等の許可手続きは事前に申請が必要であり、許可に長い期間を要し、申請書作成にも相当な労力が必要である。また、細かく規定される指定施業要件により、広範囲を対象とした一体的な森林整備を行う際には施業内容が制限される場合もあり、施業の効率的・機動的な取り組みの妨げになっている。</p>	<p>本プロジェクトに基づく行為であって、市の森林整備計画の目的及び市が独自に森林区分毎に定める基準又は区域の範囲内であれば、指定施業要件を超える行為であっても実施可能とする。</p> <p>また、森林バイオマス利用、緩衝帯設置など市が定める一定の条件を満たす行為であれば、年1回の事後申請で可能とするなど手続きを簡素化する。</p> <p>なお、これらは、県からの保安林業務の権限移譲を受けたうえで、市の責任において実施する。</p>	<p>持続可能な森林バイオマスのエネルギー利用には、積極的な作業道の開設などによる木材生産量の増加に加え、トータルコストの削減が必要であるため。</p> <p>また、次代の森林育成や森林病害虫などにより荒廃する森林の小規模皆伐など森林の現状に応じた柔軟な森林整備が必要であり、今後、里山周辺の森林を市民が主導で面的に整備する場合には、保安林申請に係る時間的隔り・労力がその障壁になるため。</p> <p>さらに、里山放牧では、1頭に1%という広大な森林での放牧が理想であり、保安林を含まない一段の森林を準備することが難しいため。</p> <p>なお、市内の森林の約45%が保安林の指定を受ける。</p>	<p>【政策課題】 ○エネルギー供給機能の消失 ○食料供給機能の低下</p> <p>「たたら製鉄」の終焉、エネルギー革命による化石燃料への移行、木材価格の低迷による林業の衰退等、里山の経済的価値が消失している。さらに、薪や木炭などの利用減少、広葉森林や松山の病害虫被害などによる、里山の荒廃が顕著である。こうした状況のなか、里山の経済的価値や食料供給機能を再生するためには、地域総がかりで里山のエネルギー利用と食料供給機能の復活にダイナミックに取り組む必要がある。これまで以上に、里山や農地に関わりを深く持てるよう、規制の特例を求めるもの。</p>	<p>【解決策】 ○エネルギー利用の推進 ○食料供給機能の復活</p> <p>企業はエネルギー供給会社を設立し、再生可能エネルギーの導入、拡大促進に取り組む。また、市民は自主的に林地残材の運搬等のエネルギー生産活動に参加する。これらをシステム化し持続可能なバイオマスエネルギー利用のビジネスモデルを構築する。さらには、未利用の里山を活用する里山放牧に取り組むこととしており、本特例により、木材搬出のための積極的な作業道開設や保安林も含めた里山活用、効率的・機動的な森林整備を可能とすることでエネルギーと食の地産地消を図るため。</p>	森林法 第34条 (保安林における制限) 第34条の2 (択伐の届出等) 第34条の3 (間伐の届出等) 第34条の4 (植栽の義務)	農林水産省/林野庁	○				
	農地取得に係る下限(別段)面積の緩和	<p>【概要】 農地取得の許可は、一定の基準に従い農業委員会が10㍍を単位として、別段の面積を設定することが可能とされている。</p> <p>なお、新規就農を促進するために適当と認められる場合において、耕作の目的に供されていないなどの要件をすべて満たす農地が相当程度存在する場合は、10㍍を下回ることも可能とされている。</p> <p>【問題点】 定住を希望される雲南市へのUターン者の多くが、空き家にあわせて農地(家庭菜園程度)の取得を希望されるが、改正農地法で、弾力化は図られたものの、すべての要望に対応することができないため。</p>	<p>定住を希望するUターン者や同一地域内に居住する者については、今後、耕作放棄地になることが見込まれる農地で、農業委員会及び市が認めるもの限り、10㍍未満でも農地取得を可能とする。</p> <p>民間企業等は対象とせず、転用に関する契約を交わすなど、特例を認めることでの弊害への対応策を市の責任において実施する。</p>	<p>Uターンの推進には、都市では体感できない農と密接に結びつた暮らしを体感できる環境整備が必要であるため。</p> <p>また、耕作放棄地が自然や食の幸を損なっており、こうした耕作放棄地を地域総がかりで再生していくことが必要であるため。</p> <p>なお、施行規則第20条第2項で、新規就農を促進するために10㍍を下回ることもできることとされているが、耕作放棄地になると見込まれる農地が一定区域に相当程度存在するなど、雲南市全域を一律に指定することは、実務上難しいため、特例を求めるものである。</p>	<p>【政策課題】 ○食料供給機能の低下 ○小規模多機能自治への挑戦</p> <p>鳥獣被害は、里山付近の農地からはじまっている。これにより、耕作放棄地が拡大している。さらには、古くから伝承してきた農村文化を継承する担い手が断絶しつつある。</p> <p>こうした状況のなか、里山や農地がもつ本来の機能を維持するためには、食料供給機能の復活や小規模多機能自治への挑戦に持続的に取り組む必要があり、小規模ではあるが、新たな担い手の可能性を持つ人材を確保するとともに、地域総がかりで農地活用策を展開する必要があり、これまで以上に、里山や農地に関わりを深く持てるよう、規制の特例を求めるもの。</p>	<p>【解決策】 ○食料供給機能の復活 ○小規模多機能自治への挑戦</p> <p>農地はしっかりと生産力を維持した形で残していくべきであり、民間企業参加などでなく、里山や農地を守る多様な担い手となる貴重な人材の確保を図る必要がある。そこで、本特例により、小規模な農地ではあるが、将来の担い手となり得る人材の積極的なUターンを推進するとともに、地域住民の共助による農地保全を可能とするため。</p>	農地法 第3条第2項第5号 (農地又は採草放牧地の権利移動の制限)	農林水産省	○				
	「スーパーコミュニティ法人」制度の創設	<p>【概要】 NPO法人制度、農事組合法人制度、認可地域団体制度など地域コミュニティの法人格取得には、営利や非営利などを含めその目的に応じた様々な法人制度が用意されている。</p> <p>【問題点】 農事組合法人である地域コミュニティが、農業の6次産業化を目指し、ダム湖に隣接する道の駅の指定管理を受けようとしたが、主たる事業が農業でなければならないといった要件により断念し、新たにNPO法人を設立した。このように目的別に複数の法人を設立することは、マンパワーの少ないコミュニティにとっては、負担となっている。</p>	<p>コミュニティビジネスなどの営利事業と非営利事業とを一体的に実施でき、現行のNPO法人制度や農事組合法人などのメリット(補助金、融資制度、みなし寄附金制度や寄附に対する優遇税制等)を一元的に享受でき、法人税、住民税、消費税等が免除される新たな法人制度を創設する。</p> <p>(制度概要) 認証:市が認証 構成員が地域住民に限定されており、第一次産業の再生につながる取り組みを実施する団体であることが基本要件。 税免除:法人、住民、消費税利益配分;不可 みなし寄附金;可能</p>	<p>地域コミュニティの法人化については、一定の手続きや会計処理を含め、場合によっては、コミュニティの負担となる場合があるため。特に、本プロジェクトに掲げる小規模多機能自治の挑戦では、地域的な共同活動を核としながら、行政サービスの補完、地域独自の住民サービス、さらに、収益そのものを目的としたコミュニティビジネスを展開できる意欲ある多様な主体の育成が必要となるため。</p>	<p>【政策課題】 ○集落の衰退</p> <p>地域の人口は流出するとともに、集落の高齢化がすすんでいる。また、集落の共同作業や住民同士の支えあいの機能も低下、農村景観は悪化し続けている。こうした状況のなか、里山や農地がもつ本来の機能を維持するために、それを支える人々の暮らしの自立が課題であり、「自分たちの地域は自分たちで治める」という地域自治の原点に立ち返り、地域の自立を叶える、新たなコミュニティ法人制度の創設を求めるとの。</p>	<p>【解決策】 ○小規模多機能自治への挑戦</p> <p>全市的に組織される地域自主組織がエネルギー利用の取り組みや地域に必要なサービスを地域で提供するコミュニティビジネスの推進に取り組む。</p> <p>さらに、行政機能の補完的役割も担いながら集落機能の再構築に挑戦するものであり、経営管理能力や対外的信用力の向上、地域共同活動に対する税制上の優遇措置等を可能とする既存制度の枠にとらわれない、新たな法人制度の構築により、全員参加型社会の実現を図るため。</p>		総務省					○

提案団体名：雲南市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	農林漁業バイオ燃料法の定義の拡大	<p>【概要】この法律では、バイオ燃料とは、農林漁業有機物資源を原材料として製造される燃料と定義し、農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用を通じた農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給の多様化を図ることとされている。</p> <p>【問題点】単なる乾燥・切断などにより製造されるまき・チップはこの法律のバイオ燃料の定義に含まれないことから、本市が取り組む木質チップによるバイオマスエネルギー利用は、この法律に基づく支援の対象外である。</p>	<p>中山間地域において、里山の未利用バイオマス(林地残材や間伐材)のエネルギー利用の推進に先進的に取り組む事業者にとっては、木質チップによるバイオマスエネルギー利用であっても、この法律の適用が受けられるよう、バイオ燃料の定義を拡大する。</p>	<p>持続可能な里山のエネルギー供給源の拡大と安定的な需給体制の確立に加えて、トータルコスト(特に初期投資)の軽減が必要であるため。</p>	<p>【政策課題】 ○エネルギー供給機能の消失</p> <p>「たたら製鉄」の終焉、エネルギー革命による化石燃料への移行、木材価格の低迷による林業の衰退等、里山の経済的価値が消失し、里山の荒廃も進行している。また、里山への関心も薄れている。</p> <p>こうした状況のなか、里山の経済的価値を再生するためには、地域総がかりで里山のエネルギー利用の推進にダイナミックに取り組む必要があり、バイオ燃料の生産拡大の取り組みの総合的な支援を受けるための特例を求めるもの。</p>	<p>【解決策】 ○エネルギー利用の推進</p> <p>企業はエネルギー供給会社を設立し、公共施設へ熱エネルギーを供給するとともに、再生可能エネルギーの導入、拡大促進に取り組む。同時に森林組合や製材会社による原料提供を図ることで、エネルギー利用を推進することとしており、本特例により、木質製造施設整備、集材作業の効率化や省力化、税制・金融上の支援を受けることで、里山の新たな経済的価値を最大限に生み出すため。</p>	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第2条(定義)	農林水産省						○
	工場立地に係る緑地規制等の撤廃	<p>【概要】一定規模以上の工場は、敷地面積に「緑地」及び「環境施設」を設けることが義務付けられているが、地域の特性に合わせ、一定の基準内での地域準則を定めることができることとされている。</p> <p>【問題点】地域準則により、既存敷地内での増設を検討する際、限られた敷地内で現行以上の緑地を設けることが困難であるなど、民間事業者の設備投資の妨げになっている。</p>	<p>中山間地域において、再生可能エネルギーの導入に先進的に取り組む事業者にとっては、「緑地」及び「環境施設」を設けなければならない義務付けを撤廃する。</p>	<p>地域経済を牽引する民間事業者が設備投資をしやすい環境整備が必要不可欠であるため。</p> <p>本市のように総面積の8割が森林である地域にあっては、立地に係る緑地規制が撤廃されても、環境保全などには、大きな影響がないものと考えられる。</p> <p>なお、再生可能エネルギーに資する設備投資であり、事業主体が二酸化炭素の排出削減に寄与するものである。</p>	<p>【政策課題】 ○エネルギー供給機能の消失</p> <p>「たたら製鉄」の終焉、エネルギー革命による化石燃料への移行、木材価格の低迷による林業の衰退等、里山の経済的価値が消失している。</p> <p>また、環境やエネルギーの課題は世界が直面する課題でもある。</p> <p>こうした状況のなか、地域総がかりで多様な再生可能エネルギーの供給機能を引き出す必要があるため、総合的な取り組みを推進するための特例を求めるもの。</p>	<p>【解決策】 ○エネルギー利用の推進</p> <p>企業はエネルギー供給会社を設立し、再生可能エネルギーの導入、拡大促進に取り組む。さらに、太陽光のエネルギー利用など再生可能エネルギーの利活用にも総合的に取り組むこととしており、本特例により、民間事業者の設備投資の促進を図るため。</p>	工場立地法第4条(工場立地に関する準則等の公表) 工場立地法施行規則第3条(緑地)第4条(緑地以外の環境施設)	経済産業省		○				
	地震防災特別措置法に係る対象施設の拡大	<p>【概要】公立の小学校、中学校などの施設であって、地震による倒壊の危険性が高いものの補強に要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、2/3とすることとされている。</p>	<p>廃校となった公立の小学校、中学校などの施設であって、今後、地域住民が地域の拠点施設として有効活用することが見込まれる施設については、地震防災特別措置法に係る対象施設に加え、廃校前の2/3の国の負担又は補助の特例を受けることができるものとする。</p>	<p>市内には、小学校、中学校、公共施設など、今後不要となることが見込まれる地域住民が愛着を持った施設が多数点在する。</p> <p>そうした施設は貴重な地域資源でもあり、今後、市民の拠り所として有効活用することが必要であるため。</p>	<p>【政策課題】 ○集落の衰退</p> <p>里山の恵みを活かした食料生産や経済活動を生業とした暮らしは消滅し、農村文化を継承する担い手が断絶しつつある。</p> <p>こうした状況のなか、コミュニティビジネスによる経済活動や、過疎地域と都市とがともに支えあう「共生・互助」の関係を豊かに築いていくことが、中山間地域での暮らしの継承には必要であり、そのための拠点となる地域独自の遊休施設活用策を支える特例を求めるもの。</p>	<p>【解決策】 ○小規模多機能自治への挑戦</p> <p>全市的に組織される地域自主組織がエネルギー利用の取り組みや地域に必要なサービスを地域で提供するコミュニティビジネスの推進に取り組む。</p> <p>さらに、Uターン等の推進の一環としても取り組む「農」「食」「伝統文化」などの体験型イベントや観光交流の推進に取り組むなかで、本特例により、地域コミュニティのシンボル拠点整備を図り、コミュニティの維持強化に繋げる。</p>	地震防災対策特別措置法第4条(地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)	内閣府						○

提案団体名：雲南市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	第三種旅行業の業務の範囲の拡大	<p>【概要】 第三種旅行業の業務の範囲は、企画旅行ごとに自らの営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域内において実施されるものとされている。</p> <p>【問題点】 雲南市に興味をもっていただいた方が多くが、ご自身がお住まいの近くの地域を発着点とする着地型ツアーの実施を希望されるが、第三種旅行業を取得している第三セクターでは、これに対応できない。</p>	<p>第三種旅行業の登録を受けた事業者が実施する、農林業などの田舎暮らし体験メニューが盛り込まれた企画旅行については、送迎に限り隣接する市町村の区域を超えることを可能とする。</p>	<p>交流人口の拡大やUターンへの推進には、都市では体感できない農と密接に結びついた暮らしを体感できる環境整備が必要であるため。</p> <p>また、雲南市出身者で組織する「ふるさと会（近畿・広島）」会員を対象としたふるさとへのツアー企画など、地域内企業によるホスピタリティの高い企画旅行を実現するため。</p>	<p>【政策課題】 ○集落の衰退</p> <p>里山の恵みを活かした食料生産や経済活動を生業とした暮らしは消滅し、農村文化を継承する担い手が断絶しつつある。</p> <p>こうした状況のなか、コミュニティビジネスによる経済活動や過疎地域と都市とがともに支えあう「共生・互助」の関係を豊かに築いていくことが、中山間地域での暮らしの継承には必要であり、そのための取り組み策の幅を広げる特例を求めるもの。</p>	<p>【解決策】 ○小規模多機能自治への挑戦</p> <p>第三種旅行業取得者が、集落に伝わる様々なものづくりの技術を伝える観光プログラムを地域と連携し展開することで、コミュニティビジネスとの相乗効果が期待されている。</p> <p>そこで、本特例により、業務の範囲が拡大され、より多くの人々に里山の暮らしや農村文化、ものづくりの技術を伝えられ、都市との共生による里山（保安林）や農地を守るための担い手を育成することで、コミュニティの維持強化を図るため。</p>	旅行業法施行規則 第1条の2 (業務の範囲)	国土交通省		○				
	大気汚染防止法に係るばい煙量等の測定基準の緩和	<p>【概要】 ばい煙排出者は、ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならぬとされている。</p> <p>【問題点】 今後、性状が明らかな森林バイオマス系を主燃料とする同様のボイラー施設整備を拡大していくなかで、ばい煙量等の測定に係る測定費用・人件費などのコストが増大していくことが見込まれる。</p>	<p>性状が明らかな森林バイオマス系を主燃料とするボイラー施設については、ばい煙量等の測定の基準を年2回から年1回以下の頻度に緩和できるものとする。</p> <p>森林バイオマス系を主燃料とするボイラー施設から規制値を超える有害物質が排出される可能性は低く（現在検証中）、環境保全に大きな影響がないものと判断した上での措置とする。</p> <p>なお、ばい煙（特定有害物質）の量や排出方法については、都道府県知事へのばい煙発生施設設置の届出の際にも提出が求められており別のチェック機能もある。</p>	<p>里山のエネルギーの持続的な利用の推進のためには、エネルギー供給源の拡大と安定的な需給体制の確立に加えて、トータルコスト（特に初期投資）の削減とともにランニングコストの削減が安定した経営に必要であるため。</p>	<p>【政策課題】 ○エネルギー供給機能の消失</p> <p>「たたら製鉄」の終焉、エネルギー革命による化石燃料への移行、木材価格の低迷による林業の衰退等、里山の経済的価値が消失している。さらに、薪や木炭などの利用減少、広葉森林や松山の病虫害被害などによる、里山の荒廃が顕著である。</p> <p>こうした状況のなか、里山の経済的価値を再生するためには、地域総がかりで里山のエネルギー利用にダイナミックに取り組む必要がある。持続可能な取り組みにむけて、トータルコストの削減に繋がる特例を求めるもの。</p>	<p>【解決策】 ○エネルギー利用の推進</p> <p>企業はエネルギー供給会社を設立し、再生可能エネルギーの導入、拡大促進に取り組む。また、市民は自主的に林地残材の運搬等のエネルギー生産活動に参加する。これらをシステム化し持続可能なバイオマスエネルギー利用のビジネスモデルを構築することとしており、本特例によるランニングコストの削減に加えて、他の特例措置の提案とあわせて、エネルギーの地消地産を図るため。</p>	大気汚染防止法 第6条 (ばい煙発生施設の設置の届出) 第16条 (ばい煙量等の測定)	環境省		○				
	非狩猟免許所持者による有害鳥獣捕獲の特例	<p>【概要】 狩猟をしようとする者は、都道府県知事が行う試験に合格して狩猟免許を取得しなければ法定猟具による鳥獣の捕獲はできない。また、狩猟期間以外においては有害鳥獣駆除許可を受けなければ鳥獣の捕獲はできない。</p> <p>【問題点】 農作物被害対策のために集落で箱ワナ等の法定猟具を共同購入して、有害鳥獣を捕獲することで自らの農地を守りたくとも、実現できない。防除対策のみで鳥獣被害を防ぐことは難しく、多大な労力・費用が必要となっている。</p>	<p>有害鳥獣捕獲のための箱ワナの使用に必要な技能及び知識に関しての研修を受けた者であれば、狩猟免許を取得しなくても自己の農地への鳥獣被害防止の目的等での有害鳥獣捕獲を可能とする。</p> <p>ただし、狩猟免許取得者の監視下に置くなど鳥獣捕獲の安全のための措置を市が定める。</p>	<p>スパイスプロジェクトの推進にむけて、里山や農地での活動がこれまで以上に盛んになるなか、有害鳥獣による農作物等への被害を實際に受けている農家や集落住民による自己防衛を可能とすることで、営農意欲の低下を防ぐため。</p> <p>また、防除と捕獲を広く実施可能とすることで、有害鳥獣対策の効果も大きく向上すると考えられる。</p>	<p>【政策課題】 ○食料供給機能の低下</p> <p>鳥獣被害は里山付近の農地からはじまっている。これにより、耕作放棄地が拡大するなど、直接的、間接的な食料の供給地としての機能を減少させており、生態系をはじめとした負の連鎖も起こっている。</p> <p>こうした状況のなか、食料自給率の向上を図るためには、里山の食料機能の復活に戦略的に取り組む必要がある。人と動物との共生や有害鳥獣の捕獲に際しての安全面の配慮を大前提としながらも、これまで以上に、里山や農地に関わりを深く持てるよう規制の特例を求めるもの。</p>	<p>【解決策】 ○里山の食料供給機能の復活</p> <p>農地はしっかりと生産力を維持した形で残していくべきである。特に近年、生産意欲の低下を招く要因となっている鳥獣被害に対しては、出沒抑制効果のある里山放牧の推進、また、スパイスプロジェクトを推進する。</p> <p>さらに、本特例により、非狩猟免許所持者の捕獲を可能とし、集落住民による自己防衛を促進し、営農意欲の向上を図るため。</p>	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第39条 (狩猟免許) 第41条 (狩猟免許の申請) 第48条 (狩猟免許試験の方法)	環境省		○				

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：雲南市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の緩和によるツキノワグマの捕獲の特例	<p>【概要】 鳥根県ではツキノワグマの狩猟は禁止されている。また、有害鳥獣捕獲による駆除も難しい現状にある。</p> <p>【問題点】 里山付近では、ツキノワグマの出没が数多く報告され、農林業被害のみならず人身被害も発生する事例が見受けられるが、現行法では駆除することも難しく、地域住民の安全安心を脅かしている。</p>	集落周辺の里山に出没したツキノワグマについては、捕獲することを可能とする。また、箱ワナ等での錯誤捕獲のツキノワグマについても駆除を可能とする。	森林バイオマスのエネルギー利用、スパイスプロジェクトの推進にむけて、里山での活動がこれまで以上に盛んになるなか、地域住民が里山で安心して活動し暮らすことができる環境をつくるため。	<p>【政策課題】 ○食料供給機能の低下</p> <p>鳥獣被害は里山付近の農地からはじまっている。これにより、耕作放棄地が拡大するなど、直接的、間接的な食料の供給地としての機能を減少させており、生態系をはじめとした負の連鎖も起こっている。</p> <p>こうした状況のなか、食料自給率の向上を図るためには、里山の食料供給機能の復活に戦略的に取り組む必要がある。人と動物との共存を大前提としながらも、これまで以上に、里山や農地に関わりを深く持てるよう、また、安全安心に暮らせるよう規制の特例を求めるもの。</p>	<p>【解決策】 ○食料供給機能の復活</p> <p>農地はしっかり生産力を維持した形で残していくべきである。特に近年、生産意欲の低下を招く要因となっている鳥獣被害に対しては、出没抑制効果のある里山放牧の推進、また、スパイスプロジェクトを推進する。</p> <p>さらに、本特例により人身被害も与えるツキノワグマの狩猟が可能となることで、共同作業や相互扶助といった住民同士の支えあいによる自己防衛を図るため。</p>	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条 (対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条 (対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)	環境省	○				
	狩猟免許の有効期間の延長	<p>【概要】 狩猟をしようとする者は、箱ワナなどの猟法の種類に応じて、都道府県知事の免許を受けなければならないこととされ、その有効期間は3年とされている。</p> <p>【問題点】 集落など地域の里山を守るための共同活動として有害鳥獣駆除をしても、個人に負担がかかる。狩猟はせずに有害鳥獣駆除のみを行う場合でも免許の維持、更新が必要である。</p>	過去3年程度を基準として、地域の有害鳥獣の駆除に貢献している狩猟者については、免許更新期間を5年程度に延長する。	スパイスプロジェクトの推進にむけて、里山や農地での活動がこれまで以上に盛んになるなか、有害鳥獣による農作物等への被害を実際に受けている農家や集落住民による自己防衛をコスト削減によりさらに推進することで、営農意欲の低下を防ぐため。	<p>【政策課題】 ○食料供給機能の低下</p> <p>鳥獣被害は里山付近の農地からはじまっている。これにより、耕作放棄地が拡大するなど、直接的、間接的な食料の供給地としての機能を減少させており、生態系をはじめとした負の連鎖も起こっている。</p> <p>こうした状況のなか、食料自給率の向上を図るためには、里山の食料機能の復活に戦略的に取り組む必要がある。人と動物との共存を大前提としながらも、これまで以上に、里山や農地に関わりを深く持てるよう規制の特例を求めるもの。</p>	<p>【解決策】 ○食料供給機能の復活</p> <p>農地はしっかり生産力を維持した形で残していくべきである。特に近年、生産意欲の低下を招く要因となっている鳥獣被害に対しては、出没抑制効果のある里山放牧の推進、また、スパイスプロジェクトを推進する。</p> <p>さらに、本特例によるコスト削減により、集落住民による自己防衛を促進し、営農意欲の向上を図るため。</p>	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条 (狩猟免許) 第44条 (狩猟免許の有効期間) 第51条 (狩猟免許の更新)		環境省	○				

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

別添9

地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	たたらの里山再生プロジェクト推進地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月2日
地域協議会の構成員	大原森林組合、飯石森林組合、(株)田部、山陰丸和林業(株)加茂事業所、(株)中澤建設、森下建設(株)、(株)エブリプラン、島根三洋電機(株)、木次乳業(有)、(株)吉田ふるさと村、雲南農業協同組合、雲南市商工会、雲南市農商工連携協議会、(財)鉄の歴史村地域振興事業団、株式会社キラキラ雲南、NPO法人インフォメーションセンター、雲南市観光協会、雲南市ふるさと定住推進協議会、山陰合同銀行、島根大学、早稲田大学理工学部 古谷誠章研究室、島根県中山間地域研究センター、雲南市、雲南市教育委員会、雲南ブランド推進連絡会
協議を行った日	平成23年9月2日
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 森林エネルギー活用を食料供給機能の復活とつなげられないか。 2. 目標にある「持続可能な過疎集落づくり」とはどのような意味か。 3. 保安林がネックになっていることが様々ある。自治体への権限委譲を進めてほしい。 4. コミュニティビジネスの支援は現在どのように実施しているのか。
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 森林バイオマスを活用した小規模ボイラーのビニールハウス活用や焼却灰の農業利用などの連携が考えられる。 2. 「過疎地域での持続可能な地域づくり」という意味で使っていたが、表現として適切ではなかったので訂正する。 3. 最終提出までに内容を詰め、国に地方の実情を届けたい。 4. 独自に地域振興補助金という制度を設け支援している。更に推進するために総合特区を活用したい。

協議を行った日	平成23年9月28日
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今後、市民運動体の拡充に向けた取り組みを実施すべきでないか。
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現在実施中の新エネルギー導入に係る市民参加型システム構築の実証事業などの結果を踏まえ、11月にシンポジウムを開催したい。

別添 10

指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧

(参考資料)

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
里山のエネルギー利用の推進	保安林活用の手続き簡素化及び指定施業要件の緩和 (規制の特例措置)	○
	農林漁業バイオ燃料法に係るバイオ燃料の定義の拡大 (その他)	○
	工場立地に係る緑地規制等の撤廃 (規制の特例措置)	○
	大気汚染防止法に係るばい煙量等の測定基準の緩和 (規制の特例措置)	○
里山の食料供給機能の復活	保安林活用の手続き簡素化及び指定施業要件の緩和 (規制の特例措置)	○
	農地取得に係る下限(別段)面積の緩和 (規制の特例措置)	○
	非狩猟免許所持者による有害鳥獣捕獲の特例 (規制の特例措置)	○
	対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の緩和によるツキノワグマの捕獲の特例 (規制の特例措置)	○
	狩猟免許の有効期間の延長 (規制の特例措置)	○
里山の小規模多機能自治への挑戦	「スーパーコミュニティ法人」制度の創設 (その他)	○
	農地取得に係る下限(別段)面積の緩和 (規制の特例措置)	○
	地震防災特別措置法に係る対象施設の拡大 (その他)	○
	第三種旅行業の業務の範囲の拡大 (規制の特例措置)	○
	特定農業者特定種類製造事業 (規制の特例措置)	○

※ 新たに提案したものに加え、総合特別区域基本方針第5「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されているものについても、記載してください。

※ なお、新たに提案したものについては、「新たな提案」の欄に「○」を記載してください。

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	雲南市	担当部署名	政策企画部政策推進課	担当者名	電話番号	E-Mail
総合特別区域の名称	たたら山再生特区	国際・地域の別	地域	対象地域	雲南市全域	計画期間	平成23年度～平成27年度(5年間)

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
1	里山のエネルギー利用の推進 ・森林のバイオマスエネルギー等再生可能エネルギー事業の推進	[目的]市内公共施設にチップボイラー設備を整備 [対象]雲南市(公共施設) [規模]24年度1施設、25年度2施設の見込	雲南市	農林水産省	バイオマス地域活用交付金	拡充	[内容]補助率1/2の拡充 [理由]持続可能なエネルギーの地産地消に市民総がかりで挑戦するために初期投資軽減を図る国の支援が必要。	600,000	0	100,000	100,000	100,000	300,000
								300,000	0	50,000	50,000	50,000	150,000
2	里山のエネルギー利用の推進 ・森林のバイオマスエネルギー等再生可能エネルギー事業の推進	[目的]森林バイオマスのエネルギー活用に必要となる土場用地取得費の補助 [対象]雲南市(公共施設) [規模]24年度1施設の見込	雲南市	農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 森林整備加速化・林業再生事業	拡充	[内容]補助率1/2の拡充と、森林バイオマス利用に係る施設整備の付帯事業も補助対象に加える。 [理由]持続可能なエネルギーの地産地消に市民総がかりで挑戦するために初期投資軽減を図る国の支援が必要。	220,000	0	100,000	100,000	10,000	10,000
								110,000	0	50,000	50,000	5,000	5,000
3	里山の食糧供給機能の復活 ・スパイスプロジェクトの推進	[目的]地産地消・農商工連携に必要な交流施設整備と機械開発 [対象]雲南市、民間事業者 [規模]24年度350㎡の見込	雲南市、民間事業者	農林水産省	6次産業総合推進事業			260,000	0	200,000	20,000	20,000	20,000
								130,000	0	100,000	10,000	10,000	10,000
4	小規模多機能自治への挑戦 ・コミュニティビジネスの推進 ・サポート体制の充実	[目的]自主的事業・社会的企業の立上げ支援による地域経営基盤強化・雇用創出 [対象]地域コミュニティ、市民活動団体、NPO (補助率は過疎地域への現行補助率5.5/10を想定)	雲南市	総務省		新規	[理由]全員参加型社会の実現による地域の自立なくして、誇りある日本の創造はなく、地域を支える母体となる地域コミュニティや地域自治の新たなパートナーとなる多様な主体の育成には、国の支援も必要。	200,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
								110,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
5	小規模多機能自治への挑戦 ・コミュニティビジネスの推進 ・サポート体制の充実	[目的]廃校等の地域ストック活用によるコミュニティの拠点づくり。 [対象]雲南市(公共施設) (拠点整備補助 2/3を想定)	雲南市	農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	拡充	[内容]補助率1/2の拡充と、地域コミュニティ拠点の新設も補助対象に。 [理由]地域を支える母体となる地域コミュニティの支援には、国の支援も必要。	400,000	0	100,000	100,000	100,000	100,000
								200,000	0	50,000	50,000	50,000	50,000
6	里山のエネルギー利用の推進 ・森林のバイオマスエネルギー等再生可能エネルギー事業の推進	[目的]森林バイオマスボイラー、薪ストーブの普及 [対象]民間事業者、個人 [規模]毎年度20基の見込	民間事業者、個人	農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 森林整備加速化・林業再生事業	拡充	[内容]森林バイオマスを利用する小規模な家庭用・農業用といった施設整備も補助対象に。 [理由]持続可能なエネルギーの地産地消に市民総がかりで挑戦するために初期投資軽減を図る国の支援が必要。	30,000	0	0	10,000	10,000	10,000
								15,000	0	0	5,000	5,000	5,000
7	里山の食料供給機能の復活 ・里山放牧の推進	[目的]新規需要米生産拡大に必要な専用機械のリース方式での整備 [対象]農業者等 (上限は、2,000万円の定額)	農事組合法人、農業生産農人、農業者の組織する団体 ほか	農林水産省	戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業	拡充	[内容]購入費用も助成対象に。(現行、リース料のみ) [理由]生産調整(150%)により、135百万の農業生産額の減が見込まれており、WCSIにより畜産農家と連携し、生産拡大とコストダウンの相乗効果を見込むもの。	100,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
								50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

8	里山の食料供給機能の復活 ・里山放牧の推進	[目的]耕作放棄地対策 [対象]農業者等 (上限は、800万円のうち1/2助成)	地域協議会	農林水産省	耕作放棄地再生利用緊急 対策	拡充	[内容]事業費上限の制限撤廃と補助率1/2の拡充。 [理由]生産調整(150%)により、135百万の農業生産額の減が見込まれており、WCSIにより畜産農家と連携し、生産拡大とコストダウンの相乗効果を見込むもの。	100,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
								20,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
9	里山の食糧供給機能の復活 ・スパイスプロジェクトの推進	[目的]有害鳥獣駆除に貢献している狩猟者に対する支援により、鳥獣被害の防止 [対象]狩猟者 (免許更新・維持経費及び新規免許取得経費への支援)	狩猟免許取得者	環境省		新規	[理由]農業生産意欲の向上なくして、農地の確保及びその有効利用はなく、有害鳥獣駆除に対する支援には、国の支援も必要。	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
								2,500	500	500	500	500	500
10													

<記載要領>

1. 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
2. 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
3. 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
4. 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体が分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)
新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
5. 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。(いずれでもない場合は空欄)
6. 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
7. 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
8. 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
9. 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。